



ミツヒロニュース



立春を迎えました。昨年は、大規模な災害の経験から家族や仲間など身近でかけがえのない人との「絆」を改めて知る年となりました。また、一年の世相を表す漢字一字に「絆」が選ばれ、コミュニケーションの大切さが見直されています。旧暦では立春が年の始まりとされています。人と人との繋がりが地域や社会へと広がり、今年こそは良き年になればと思います。 光廣昌史

今月のトピックス

- ◆寄附金控除を忘れずに！
- ◆自転車・自動車等利用通勤者は注意
～通勤手当非課税枠が縮減～
- ◆高額療養費制度の概要と今後の改正
- ◆あとがき／ささやかなこと

寄附金控除を忘れずに！

皆様もご存じの通り、所得税の確定申告の季節がやってきました。所得税の確定申告は、毎年1月1日から12月31日までの1年間に生じたすべての所得の金額とそれに対する所得税の額を計算し、申告期限までに確定申告書を提出して、源泉徴収や予定納税されて納めた税金などとの過不足を精算する手続きです。今年2月16日(木)～3月15日(木)までが申告期間となっていますので、早めの申告を心がけてください。

今年、昨年3月11日に発生した東日本大震災に対して日本赤十字社をはじめ、寄附をされた方も多いのではないかと思います。要件を満たした寄附であれば、今回の確定申告で寄附金控除を受けることができますので、ぜひ、確定申告をしていただければと思います。

1. 所得税の寄附金控除 (所法78)

震災関連寄附に係る寄附金控除及び税額控除の特例

○寄附金控除額の計算方法

特定寄附金を支出した場合、限度額算出のため震災関連寄附金とそれ以外の寄附金に区分の上、次の算式で計算した額を寄附金控除額とします。

$$\begin{array}{l}
 \text{所得金額の 40\% が限度} \\
 \left(\begin{array}{l} \text{震災関連寄附金以外の} \\ \text{特定寄附金の額の合計額} \end{array} + \begin{array}{l} \text{震災関連寄附金} \\ \text{の額の合計額} \end{array} \right) - 2 \text{ 千円} = \text{寄附金控除額} \\
 \text{所得金額の 80\% が限度}
 \end{array}$$

※個人が義援金等を支出した場合には、その義援金等が国又は地方公共団体に対する寄附金や財務大臣が指定するものなど一定のものであるときは、「特定寄附金」に該当し、寄附金控除の対象となります。(所法78①②)

(次ページへつづく)

ミツヒロニュースの発送等に関するお問い合わせは、総合企画部 下田・和田まで

○震災関連寄附金関係

平成23年3月11日から平成25年12月31日までの間に支出した震災関連寄附金(※)について、次の措置が講じられました。

※「震災関連寄附金」とは、国又は大震災により著しい被害が発生した地方公共団体に対する寄附金及び大震災に関連する財務大臣が指定寄附金として指定した寄附金をいいます。また、新聞社等が募集する大震災に関連する寄附金について、最終的に国や地方公共団体へ拠出されることが明らかである場合には、その寄附金は震災関連寄附金に該当します。

- (1) 震災関連寄附金に対する寄附金控除の控除対象限度額が、総所得金額等の80%相当額とされました。(震災特例法8①、所法78)
- (2) 認定NPO法人(寄附金の募集に際し、国税局長の確認を受けたものに限る)及び社会福祉法人中央共同募金会に対して支出した震災関連寄附金のうち被災者の支援活動に必要な資金に充てられるものについて、その寄附金の額が2,000円を超える場合には、寄附金控除(所得控除)との選択により、その超える金額の40%相当額(所得税額の25%相当額が限度)をその年分の所得税額から控除することとされました。(震災特例法8②)

■震災関連寄附金を支出した人が寄附金控除の適用を受けるための手続き

- ① 確定申告書に寄附金控除に関する事項を記載します。
- ② ①とともに、**義援金を支出したことが確認できる書類**を確定申告書に添付するか確定申告書を提出する際に提示します。

■寄附したことを確認できる書類の例示

- ① 国や地方公共団体の採納証明書
- ② 県災害対策本部や義援金配分委員会等が発行する受領証
- ③ 日本赤十字社等が発行する受領証又は募金団体の預り証
- ④ 郵便振替で支払った場合の半券(受領証)
(その振込口座が義援金の受付専用口座である場合に限る)
- ⑤ 銀行振込で支払った場合の振込票の控え
(その振込口座が義援金の受付専用口座である場合に限る)
- ⑥ 東日本大震災義援金に関する指定寄附金について確認書
(全国商工会連合会及び日本商工会議所に対する寄附金の場合)

(注1) ③の場合、日本赤十字社に対する義援金を銀行振込みで行ったときには、振込金領収証のみで寄附金控除を受けることができます。その際、口座名義は「日本赤十字社」であるため、義援金専用口座であるか確認する必要があります。

(注2) ④、⑤の場合、募金要綱、募金趣意書、新聞報道、募金団体のホームページの写しなど、義援金を振り込んだ口座が義援金の受付専用口座であることが分かる資料も併せて必要となります。

※日本赤十字社の「東北関東大震災義援金」口座、中央共同募金会の「各県の被災者の生活再建のための義援金」及び「地震災害におけるボランティア・NPO活動支援のための募金」口座への寄附金については不要です。

2. 住民税の寄附金控除

東日本大震災に対する寄附金で、所定の書類を添付して申告したものについては、ふるさと寄附金として取り扱います。所得税の申告で提出したものと同様のものとなります。しかし、確定申告書の第二表「住民税（事業税）に関する事項」に記入しないとできません。くれぐれも忘れないように注意して下さい。

○申告書第二表「住民税(事業税)に関する事項」の「寄附金税額控除」欄の記載方法

(参考)「寄附金税額控除」欄は、個人住民税の寄附金税額控除の対象となる寄附金がある場合、下記の通り記載します。

住民税	寄附金 税額控除	都道府県・市区町村分	A 円	条 例 指 定 分	都道府県	C 円
		住所地の共同募金会、 日赤支部分	B		市区町村	D

A 欄 → 都道府県又は市区町村に対する寄附金

(注) 東日本大震災義援金として日本赤十字社や中央共同募金会等の募金団体に寄附したのものなど、最終的に被災地方団体や義援金配分委員会等に拠出されるものは、A 欄へ記載する。

B 欄 → 住所地の都道府県共同募金会又は日本赤十字社支部に対する寄附金

C 欄 → 住民の福祉の増進に寄与する寄附金として都道府県の条例で定めるもの
(特定公益増進法人□□・認定特定非営利活動法人△△)

D 欄 → 住民の福祉の増進に寄与する寄附金として市区町村の条例で定めるもの
(認定特定公益信託○○・認定特定非営利活動法人△△)

自転車・自動車等利用通勤者は注意

【今年の税制改正】 通勤手当非課税枠が縮減されました。

通勤距離が片道 15 キロメートル以上の自転車・自動車等利用通勤者で、交通機関を利用した場合の運賃相当額を通勤手当として受けている場合には、その金額を距離別非課税限度額（10 万円限度）とすることが出来ることになっていましたが、今年の税制改正で、この部分が廃止されました。

この改正は、平成 24 年 1 月 1 日以後に受けるべき通勤手当について適用されます。

今までマイカー通勤をしていた人の通勤手当は見直しをしてください。

◆通勤手当非課税の規定

通勤手当非課税は所得税法に定めがありますが、無制限非課税ではなく、政令で通勤手当の諸態様に応じた 1 ヶ月当りの非課税限度額が定められています。

◆通勤手当の態様と非課税限度額は次のように大きく 4 つに分類されます

- ① 通勤定期券の現物支給を受けている場合のその通勤定期券（10 万円限度）
- ② 交通機関利用者の自己負担通勤費の補填として受ける通勤手当（10 万円限度）
- ③ 自転車・自動車等利用通勤者が受ける通勤手当（距離別非課税限度額）
- ④ 上の②③の両方の利用者が受ける通勤手当（②と③の合計額で 10 万円限度）

◆距離別非課税限度額とは

自転車・自動車等利用通勤者の受ける通勤費については、距離別非課税限度額が次のように定められています。

片道通勤距離	2キロ メートル 未満	10キロ メートル 未満	15キロ メートル 未満	25キロ メートル 未満	35キロ メートル 未満	45キロ メートル 未満	45キロ メートル 以上
非課税限度額	なし (全額課税)	4,100 円	6,500 円	11,300 円	16,100 円	20,900 円	24,500 円

「高額療養費制度の概要と今後の改正」

健康保険には、1ヶ月間（1日から月末まで）に医療機関の窓口で支払った医療費が高額となった場合、申請により自己負担限度額を超えた額が払い戻されるという「高額療養費制度」があります。

この制度では、後から自己負担限度額を超えた額が払い戻されるものの、その払い戻しまでは4ヶ月程度が必要であることから、その間、本人が立て替えなければならないため、大きな負担となっています。

この立て替えをなくすために、入院時においては、予め手続きをしておくことにより窓口での支払いが自己負担限度額までとなる取扱い（現物給付）が設けられていますが、これが平成24年4月より外来での支払いについても拡大されることとなりました。そこで以下では、現状ある制度の確認としてこの入院時の取扱いと自己負担限度額について解説しましょう。

入院時に提示する「限度額適用認定証」

健康保険の被保険者および被扶養者（70歳未満）が入院する際、予め以下の手続きを行い「限度額適用認定証」を窓口で提示することにより、入院時の1ヶ月（1日から月末まで）の窓口での支払いを自己負担限度額までとすることができます。（差額ベッド代などの保険外負担分や食事代等は別途費用がかかります）協会けんぽの場合の限度額適用認定証の発行は以下の流れとなっています。

- ① 入院が決まったら、「健康保険限度額適用認定申請書」に保険証のコピーを添付の上、保険証に記載されている協会けんぽ都道府県支部へ提出する。
- ② 申請から1週間程度で「限度額適用認定証」が発行され、送付される。
- ③ 入院するときに、窓口健康保険証と併せて「限度額適用認定証」を提示する。

自己負担限度額

自己負担限度額は、被保険者の所得区分により下表の3つに分類され、計算式が定められています。

被保険者所得区分	自己負担限度額	多数該当※2
①上位所得者（標準報酬月額53万円以上）	150,000円+（総医療費－500,000円）×1%	83,400円
②一般所得者（①および③以外）	80,100円+（総医療費－267,000円）×1%	44,400円
③低所得者※1	35,400円	24,600円

※1 被保険者が市区町村民税の非課税者等である場合。なお、被保険者の市区町村民税が非課税等であっても、上位所得者に該当する場合の所得区分は上位所得者となります。

※2 療養を受けた月以前の1年間に、3ヶ月以上の高額療養費の支給を受けた（限度額適用認定証を使用し、自己負担限度額を負担した場合も含む）場合、4ヶ月目から「多数該当」となり、自己負担限度額がさらに軽減されます。

平成24年4月より行われる外来での取扱いについては、詳細はまだ明確にはなっていませんが、入院と同様の方法が採られると考えられます。大きな病気やケガをし、医療費が高くなることが予想される従業員には、高額療養費制度や限度額適用認定証の利用などについて、情報提供をしておきましょう。

参考文献 ・国税局、税理士会配付資料 ・マイコモン ・ゆりかご倶楽部

あとがき

下田です。「1月は行く、2月は逃げる、3月は去る」と言いますが、アツという間に2月が来ました。これから所得税の確定申告が始まり、プライベートでも行事が多い時期のため、日々の事柄に忙殺されることのないよう過ごしたいところです。行ってしまった1月はというと、我が家の裏庭にサル出沒！といったちょっとした事件が有りましたが、元旦の三社参りに始まり、友人との食事や子供達とのお菓子作りなど、リラックスした時間を持てたお陰で、朗らかな気持ちで1年をスタートすることが出来たように思います。ささやかなことですが、こうした時間がスパイスとなり、ごく普通の日々を充実したものにしてくれるんだな～と感じた穏やかな1ヶ月でした。

【発行】 株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所 代表取締役・税理士 光廣 昌史

あなたの経営羅針盤
Office Mitsuhiro

株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所
〒730-0801 広島市中区寺町5番20号
Tel 082-294-5000 & Fax 082-294-5007
URL <http://www.office-m.co.jp>

